

3、斑鳩町浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度

(1) 制度について

不要になった浄化槽に雨水を貯めて、庭の散水等に利用する場合に、必要な改造費用に対して補助金を交付する斑鳩町浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱を設けている。

- ①補助対象 公共下水道に接続時、不要となった浄化槽を雨水貯留施設に改造費用
- ②補助金の額 改造工事費用の2/3 ただし、限度額10万円
- ③条件 供用開始後、2年以内の区域

(2) 浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度のながれ

町	申請者	排水設備指定工事店
	排水設備依頼 →	現地調査・書類作成 ・排水設備工事見積り ・雨水貯留施設転用工事見積り
	工事契約 ←	
受理 ←	補助金交付申請者（要綱様式第1号） ・平面図 ・見積り書 ・誓約書（要綱様式第2号） ・ポンプの仕様書	
↓		
審査 ↓		
補助金交付決定通知書交付 →	工事依頼 →	雨水貯留施設転用工事着手 ↓ 工事完了 ↓
※補助金交付決定変更通知書（要綱様式第5号） ↔	※変更がある場合 ※補助金交付決定変更申請書（要綱様式第4号）	
補助金確定通知書 ←	補助事業実績報告書 ← （要綱様式第6号） ・工事完了図 ・工事写真 （工事前・工事状況・竣工） ・請求書と領収書の写し ・その他	書類作成 ・精算書 ・完了図 ・工事写真 ・その他 ※責任技術者の竣工検査立会
↓		
書類審査・竣工検査 ↓		
補助金支出 →	補助金受入	

※「斑鳩町浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱」を参照のこと